

地 域 福 祉 課

IV 地域福祉課の業務概要

地域福祉課は、児童福祉、ひとり親家庭等福祉、障害児・者福祉等の地域福祉事業を主業務とし、配偶者暴力相談支援事業等の専門的業務を実施している。

1 福祉関係事業

(1) 民生委員・児童委員

「民生委員法」に基づき、地域社会の福祉増進を図るため、市の区域に配置されている委員の委嘱・解嘱事務及び活動費、交付金事務に関する業務を行っている。

民生委員・児童委員は、地域の社会福祉の増進に努めることを本務として、自主的な活動を行っているほか、行政機関への協力者として活動している。

表1－(1) 民生委員・児童委員配置状況（令和4年3月31日現在）

（単位：人）

市町村	定数	現 員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
令和元年度	928	766	63	829	237	592
令和2年度	928	791	67	858	249	609
令和3年度	928	800	68	868	250	618
松戸市	540	475	35	510	137	373
流山市	203	167	18	185	58	127
我孫子市	185	158	15	173	55	118

(2) 児童福祉

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく特別児童扶養手当に関する認定事務を行っている。

ア 特別児童扶養手当

精神又は身体に政令で定める程度の障害を有する 20 歳未満の児童を監護している父若しくは母又は養育者に対して特別児童扶養手当を支給している。

表 1 - (2) - ア 特別児童扶養手当受給状況

(単位：人)

区分 市町村	受給者数	支給対象障害児数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級
令和元年度	1,580	300	117	452	766	17	-	769	883
令和2年度	1,613	292	120	467	787	14	-	773	907
令和3年度	1,617	271	116	534	750	8	1	813	867
松戸市	633	115	39	213	279	4	0	332	318
流山市	249	40	23	90	107	0	0	130	130
我孫子市	160	19	12	57	80	0	1	76	93
柏市	575	97	42	174	284	4	0	275	326

(注) 1 人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

(3) 母子・父子・寡婦福祉資金

母子家庭・父子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童の福祉向上を図ることを目的として、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度により各種資金の貸付を行っている。

ア 母子・父子福祉資金貸付状況

表1-(3)-ア 母子・父子福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
市町村												
令和元年度	-	-	15,942	-	-	-	-	-	-	-	2,070	-
令和2年度	-	-	5,059	-	-	-	-	-	-	489	-	-
令和3年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200	-
松戸市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200	-
流山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我孫子市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

イ 寡婦福祉資金貸付状況

表1-(3)-イ 寡婦福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
市町村												
令和元年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和2年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和3年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
松戸市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
流山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我孫子市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(4) 高齢者福祉

満百歳者に対する祝品等の贈呈事業や、公的年金等を受給していない老人福祉施設入居者に対し法外援護給付金の支給を行っている。

ア 百歳者に対する祝品等贈呈事業

満百歳者に対し社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣からの祝状及び記念品を贈呈している。

表 1 - (4) - ア 百歳者

(単位：人)

区分 市町村	百歳者	左の内訳	
		男	女
令和元年度	180	23	157
令和2年度	189	24	165
令和3年度	195	27	168
松戸市	102	13	89
流山市	50	8	42
我孫子市	43	6	37

イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入所者で、公的年金などを受給していない人に対し法外援護給付金を支給している。

表 1 - (4) - イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

区分 年度	支給実人員 (人)	支給総額 (円)
令和元年度	7	376,000
令和2年度	7	343,000
令和3年度	7	319,600

(5) 障害者福祉

障害者の福祉の推進を図るため、市が行う在宅重度障害者等の手当の給付に対して市へ補助金を交付するとともに、在宅の重度障害児・者の日常生活用具の取付費の補助を行っている。

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、障害のある人に対する誤解や偏見を解消し、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるために、障害のある人への差別に関する相談等を行っている。

ア 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市が行う手当の給付に対して補助金を交付している。

表1－(5)－ア 在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当受給状況

区分 市町村	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数(人)	補助金額(円)	件数(人)	補助金額(円)
令和元年度	101	4,930,500	2	103,800
令和2年度	120	5,272,175	2	103,800
令和3年度	112	5,073,225	2	103,800
松戸市	4	207,600	2	103,800
流山市	10	363,300	0	0
我孫子市	98	4,502,325	0	0

イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助事業

在宅の重度障害児・者の日常生活用具の取り付けに必要な経費を助成している。

表1－(5)－イ 重度障害者日常生活用具取付費補助状況

市町村	件数(件)	内 容	補助金(円)
令和元年度	10	特殊便器、入浴補助用具ほか	235,336
令和2年度	12	特殊便器、入浴補助用具ほか	262,483
令和3年度	12	特殊便器、入浴補助用具ほか	180,837
松戸市	8	特殊便器、入浴補助用具ほか	130,380
流山市	4	特殊便器、入浴補助用具ほか	50,457
我孫子市	0		0

ウ 障害者差別相談事業

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、広域専門指導員が配置され、障害のある人への差別に関する相談や県民に対する条例周知や啓発活動を行っている。また、知事に委嘱された地域相談員と連携を図って相談に応じている。

表 1 - (5) - ウ 障害者差別相談状況

(単位：件)

区分	差別等相談		差別等相談活動件数内訳						再掲		その他の相談件数	条例周知活動
			電話	来所面接	訪問面接	関係機関連絡・調整	事例検討会・会議	その他	相談	虐待の		
	実件数	活動件数										
令和元年度	12	106	56	7	13	27	3	-	1	2	37	63
令和2年度	8	121	69	2	8	41	1	-	-	-	33	85
令和3年度	10	231	72	1	20	107	1	30	-	-	36	120

エ 地域相談員の委嘱

表 1 - (5) - エ 地域相談員委嘱状況

(単位：人)

区分 市町村	身体障害者相談員	知的障害者相談員	その他相談員	計	左の内訳	
					男	女
令和元年度	19	7	10	36	18	18
令和2年度	19	7	10	36	17	19
令和3年度	18	7	11	36	18	18
松戸市	11	5	10	26	12	14
流山市	7	2	1	10	6	4

*我孫子市は東葛飾障害者相談センターの管轄である。

(6) 配偶者暴力相談支援事業

平成16年6月1日から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づいて配偶者暴力相談支援センターに指定され、事業を開始した。

配偶者(婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、又は元配偶者からの暴力を受けた被害者からの相談を受け、必要な助言・支援を行っている。

表1-(6) 配偶者暴力相談支援状況

(単位:件)

区分 年度	総相談件数				来所相談件数				電話相談件数				出張相談件数			
	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分
令和元年度	549	374	-	338	76	73	-	72	473	301	-	266	-	-	-	-
令和2年度	346	258	1	244	53	48	-	48	293	210	1	196	-	-	-	-
令和3年度	211	154	-	152	32	28	-	28	178	125	-	123	1	1	-	1
区分 年度	書面提出 件数	通報件数	来所相談 証明書 発行件数	交際相手からの暴力 相談件数												
				総数	通報											
令和元年度	-	6	50	2	2											
令和2年度	2	-	52	-	1											
令和3年度	-	-	40	6	-											

(7) 戦傷病者の援護

「戦傷病者特別援護法」に基づき、戦傷病者手帳の交付を受けた戦傷病者に対し、補装具の支給及び修理に関する事務を行っている。

ア 管内戦傷病者数及び援護状況

戦傷病者手帳所持者からの請求により、補装具の給付、医療券の交付及びJR乗車券の引換証(変更)の交付を行っている。

表1-(7)-ア 管内戦傷病者数及び援護状況

(単位：件)

区分 市町村	戦傷病者手帳 所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証 (変更) の交付
令和元年度	9	-	-	-
令和2年度	6	-	-	-
令和3年度	5	-	-	-
松戸市	0	-	-	-
流山市	1	-	-	-
我孫子市	4	-	-	-
柏市	0	-	-	-

イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の嘱託

表1-(7)-イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員嘱託状況

(単位：人)

市町村	松戸市	流山市	我孫子市	柏市	合計
戦没者遺族相談員	1(兼務)		1(兼務)		2
戦傷病者相談員	1(兼務) ※1	- ※2	1(兼務) ※1		1

※1 松戸市、我孫子市、柏市を兼務

※2 流山市は、野田健康福祉センター管内の相談員が兼務

(8) 児童手当事務指導監査

「児童手当法」に基づき、児童手当の認定・支払事務の適切な運営を図るため管内各市（松戸市、流山市、我孫子市、柏市）の指導監査を行っている。

表 1 - (8) 児童手当事務指導監査状況

※隔年実施

市町村	令和元年度	令和2年度	令和3年度
松戸市	—	—	R4.4.22
流山市	—	—	R4.3.9
我孫子市	—	—	R4.2.17
柏市	—	—	R4.3.10

※令和2年度は新型コロナ感染対策のため次年度へ延期

(9) 中核地域生活支援センター連絡調整会議

児童・障害者・高齢者の区別をせず、全ての県民を対象に福祉の総合相談や生活支援の活動を24時間365日体制で行う中核地域生活支援センターの運営に関し、運営要綱に基づき松戸圏域（松戸市、流山市、我孫子市）の関係機関と保健福祉活動の充実のための連絡調整会議を開催している。

表 1 - (9) 中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開催日	令和4年3月
場所	書面開催
内容	(1)活動報告 <ul style="list-style-type: none"> ・中核地域生活支援センター活動白書 2020 報告 ・ほっとねっと相談実績報告 ・ほっとねっと地域活動報告 ※令和4年3月10日 会議資料を関係機関に送付
構成員・参加者人数	松戸市・流山市・我孫子市関係課(14) 松戸市・流山市・我孫子市社会福祉協議会(3) 管内特別支援学校(6) 柏児童相談所 中核地域生活支援センターほっとねっと 松戸健康福祉センター 計 26 機関